

第4回市民自治検討部会

- 1 と き 平成22年9月9日（木）午後7時～9時
- 2 と ころ 西脇市生涯学習まちづくりセンター 女性コーナー
- 3 出席者 部会長、委員5名、事務局
- 4 協議内容
- 2 前回のおさらい

○事務局から配布資料の確認及び次第に基づき説明

（部会長）

前は各市の条文を見ながら、どの表現がいいとか変更して使えるということ
をフリーディスカッションしました。

「まちづくりに関わって成長する権利」、「次世代に引き継ぐ」、「事業者を
市民として入れるとすればどんなことがあるのか」ということは、他市の自治基
本条例にはない要素で西脇市らしい。今からつくる自治基本条例ならばこういう
ものが入っていれば時代に合っているというものを抜粋してあります。前回見た
いくつかの市の条例がありましたが、似たような規定にならざるを得ないですが、
西脇市らしさも気にしながら条文に落とし込んでいくことを、今回と次回で行い
ます。

3 ワークショップ

(1) 検討項目とこれまでの意見の整理

（部会長）

「市民自治検討部会での検討項目とこれまでの意見」の資料は、本部会の検討
項目に基づいてこれまでに出てきた主な意見をまとめた資料です。

（事務局）

一番右に過去3回の部会での意見、まとめのキーワードなどを整理して項目出
しをしています。

一番上は基本原則として1回目に出た意見で、どうしても男性の方に偏ってい
るという意見があり、そこから男女のバランスをもっと考えないといけない。そ
うすると、例えば、男女共同参画や人権という話になるので、基本原則として、
「人権尊重の原則」と入れています。

市民の権利で、「自ら学ぶために行動する権利」、「生涯学習などいろんな場
へ参加し活動する権利」、「まちづくりに参加して成長する権利」、「参加しな
いことでその人が不利益を被らない権利」、「安心して暮らせる権利」という意
見を前回いただきました。

市民の役割で、1回目に「区長への一点集中でいいのか」、「住民自治の中
での役割分担も考えないといけない」ということと、前回に「役割と書かれてい
ると自主的にできるので楽しいが責務なら負担を感じる」ということ。「技術や能
力をまちづくりに還元する」「自主的にやるのであればいいのではないか」市民
のところに事業者を入れています。事業者の役割として、「ワークライフバラ
ンス等への配慮、協力ということが必要ではないか」という意見が出ています。

市民の責務として、責務と書くと負担を感じるという意見もあったが、「良好な環境などを次世代に引き継ぐ」や「環境を保全して次世代に引き継ぐ」ということは責務で書いていいのではないか。あとゴミ屋敷の話、野焼きやポイ捨てなど人に迷惑をかけないということも責務なるということで挙げている。

コミュニティのあり方、これは1回目の話で、どうすればいいのかという解決の方法を考えればいい話になる。「風通しをよくする」「横の連携をとる」「担い手の枯渇に備えた組織のあり方」「人材育成」ということと、「地区によりまちづくり協議会などのあり方がバラバラなのでどう考えるか」。そこから考えると他の事例では地域の自主性という言い方をされています。

計画策定への参画とか審議会等への参画、条例制定への参画、この部分は今のところパブリックコメントという形で色々ご意見をいただいております、まとめてパブリックコメントの有効活用という書き方をしています。

情報共有も3回目です。まとまってきたと思うのですが、「市民がどんな情報を必要としているか行政がシミュレーションできていない」「自ら行動するために学ぶ」「情報提供を受ける、説明を求める」というのも情報共有のためには必要です。情報がなければ活動できない。これまでの意見を集約するとこのようになります。

(2) 条文原案について

(部会長)

この後は、「これまでの意見」の表を見ながらもう一度前回行った作業、つまり情報共有なら他の自治体の条例ではこういうふうになっているのを比べて、ここは西脇市で使おう、この表現はやめておこう、少し工夫して使おうなどの意見交換を行い、この項目を増やしていきます。まず情報共有から。

(事務局)

情報共有について、深く規定されているところを参考としています。これまでのキーワードとも絡みますが、ニセコ町の第2条には、「まちづくりは、自らが考え行動する」という規定が入っており、この言葉をそのまま使うことも変更することも可能ということで書いています。第2条は情報共有の原則、第3条で情報への権利、これは「町民が町の仕事について情報を受ける、自ら取得する権利を有します」ということが書いてあります。3章で情報共有の推進とありますが、全部主語は「町は」となっており、町の制度としてこうしますということが規定されています。意思決定の明確化や情報共有のための制度では、町はこうしますと具体的に書かれています。情報の収集及び管理や個人情報の保護などが書かれており、特徴的な言葉は「自ら考え行動する」というところになります。

伊賀市も同じような形で、自治の基本原則で、「市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する」と書かれている。それを受けて、第2章の情報の共有は、情報に関することが全部まとめられている部分です。第6条の情報共有の原則で、「市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため市民と共有します」と書かれていて、ニセコ町と同じように情報への権利があり、第8条は意志決定過程の情報共有です。そういうところもきっちりしないといけないとか「審議会の会議は原則として公開です」ということが書かれています。

第9条では情報共有のための制度として、どんな制度があるかが書かれていて、

一つは原則として全部公開。特徴的なのは、市が出資や補助をしているところまで、一定の範囲はありますが、公開しなければならない。第9条第3項で「前2項に関することは、別に定める」ということで、情報公開条例につながります。また、情報の収集管理、個人情報の保護ということも書かれています。

(部会長)

ニセコ町の町民が自治の理念を実現するために、まちづくりの情報を共有することを基本とするというのは、当部会で一番はじめに出た話です。市民はそういう情報がなければ、要求して取得する権利を持っているし、市はそれを原則公開するという話です。これまでの意見の表の2番目、自ら行動するために学ぶ情報の提供を受ける、共有する、なければ説明を求めるということです。

この言い回しは気にいった。この言い回しはよくないというのはありますか。

(委員)

共有という言葉がよく出てきますが、ここでいう共有はどの範囲ですか。

(部会長)

ニセコ町と伊賀市では市民と行政との間での共有です。当部会では、市民間の共有の話も出てきました。

(委員)

共有という時に行政と市民との共有、市民同士の共有をもう少し明確に共有という言葉が出るようにした方がいいと思う。

(部会長)

確かに古いタイプの条例なら行政が一方的に情報を持っていて、それを市民に提供するのが情報共有と言っていたが、市民の間でも情報をたくさん持っている人はいます。市民から行政に情報を提供しないといけない場合もあり、例えば、現場で困っている人があるから、こんな政策を打ってほしいというケースもあります。それは面白い視点で、双方向あるいは市民同士の共有

(委員)

情報を共有するために、自らが考え行動するというのを両方とも挙げてあるのですが、言い回しを、積極的にやるために情報を共有するのですということアピールした方がいい。文書に関しては同じ言葉を使うのはどうかと思う。いい言葉があれば。

(部会長)

言われて嫌々するのではなく、自分で考えてやろうと思ったこと、自分で考えるための情報というふうな要素を打ち出していく感じですか。

(委員)

自分がほしい情報に関してのことですから、いらぬ情報はいい。

(委員)

これは一番大事なことだと思います。市は、市民よりもかなり早く情報を得る立場にありますから、正確にできるだけ早く市民に情報を流すということは、どの媒体を使うのかということだと思います。広報紙になると1か月ずれることも有り得るので、ホームページがどれくらい市民に活用されているか、あるいは、その人がまちづくり協議会などの組織に参画しているかによって情報が入ってくるのか、こないのか。機会、つまりチャンスがあるにもかかわらず、そこへ参加して

いなかったら知らないままということがあります。そういう意味では、参画と協働の中で情報が共有されるのではないかと思いますので、市民も十分そこに自分の権利があるということを自覚し活用しないといけない。

(部会長)

1回目のワークショップで広報紙と防災無線ぐらいだけで、他に提供の仕方がないかという話もありました。条文に落とし込むとしたら、情報をただ公開しているだけではなくて、相手に伝えるところまで踏み込んだ表現というのが言えるかも知れない。単にホームページを見てくださるのではなく、情報を届ける責任のようなものが市の責務のところに入ってくるかも知れません。それから市民の方も確かにまちづくり協議会などの活動をしていなかったら情報が取れないので、その辺りは市民の方も積極的に情報を得て活動しましょうというのが市民の役割として入ってくるのではないかと。

(委員)

そういう意味で、基本的にコミュニティのあり方もありますし、自治基本条例に限らず、いかに市職員、議員、市民のコミュニケーションがとられていくのか。三者の立場がありながらも、かなりフランクに話し合うような機会や場でコミュニケーションが図れなければ誤解が生じたり、意見の対立が生まれたりということがあります。

(部会長)

ニセコ町の第6条「意思決定の過程を明らかにすることにより」で、決まったことだけ報告するのではなく、こんな感じで今検討していますという中間段階の情報をいう。これは結構ポイントだと思いました。中間段階だから市民がそれを見て変更の申し出や要望などを言う。だから情報も完成したものだけではなくて、こういう形成過程の話も踏み込んでみたらどうかと。

(事務局)

3ページ、富士見市の事例の、第6条市民の権利で「市民は、まちづくりの主体であり」「市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。」第2項で「市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有する。」というところまで踏み込んで書かれている。第7条で市民の責務として、「市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。」。第2項で「市民は、自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。」。

多摩市の事例の第5条市民の権利で「市民は、まちづくりに参画する権利を有します。」第2項で「市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。」第3項で「市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。」第6条市民の義務で「市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとしします。」第2項で「市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとしします。」という書き方をされています。

川崎市の事例の第6条市民の権利で「市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができま

す。(1)市政に関する情報を知ること。(2)政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。(3)市政に対する意見を表明し、提案をすること。(4)行政サービスを受けること。」以前に行政サービスを受けることは当たり前のことなのでいらぬという話がありましたが、書かれているところもあります。

第7条市民の責務で「市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとし、(1)互いの自由と人格を尊重し合うこと。(2)参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。(3)次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。」「持続可能」という言葉が出てきており、キーワードです。「(4)市政運営に伴う負担を分担すること。」

日進市の事例の第11条市民の役割と責務で「市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。」これも同じです。第2項で「市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に答えているかどうかを見守るよう努めます。」これも前回「注視し」という部分で意見をいただいています。第3項で「市民は、行政サービスその他市政の執行に要する費用について、応分の負担をします。」ここは一つの条文で役割と責務の両方が書いてあります。

上越市の事例の第5条市民の権利で「市民は、自治の主体として、地方自治法に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行行使することができる。」第2項で「市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができる。(1)市政運営に関する情報を知る権利。(2)市民参画をする権利。(3)協働をする権利」。第3項で「市民は、市が提供するサービスを楽しむことができる。」第6条市民の責務、「市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。第2項で市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。」第3項で「市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。」これは大体サービスがあれば負担があり、セットになっています。

近江八幡市の事例で面白いのは、第5条は地域における市民の権利及び責務と書いてあり、第6条は市政における市民の権利及び責務と分けて書かれているところです。まず第5条で「市民は、地域におけるまちづくり活動、コミュニティ活動、その他の公益的活動を推進するために、主体的に組織等をつくり、自立した活動を営むことができます。」第2項で「市民は、前項の活動を行うに当たっては、多様な価値観を認め合い、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重しなければなりません。」第6条で「市民は、市政の主権者として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。」第2項で「前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重されるものとし、」第3項で「市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有します。」第4項で「市民は、自らが地方公共団体を構成する一員であることを自覚し、常に市政運営に関心を払うことによって、公正かつ適正な手続による行政運営の確保に積極的な役割を果たすよう努めるものとし、」以上が参考文です。

(部会長)

ポイントはいくつかあります。責務と権利がどう書かれているか。あと義務。この辺りの言い回しのどれを採用するかというポイントと役割。もう一つ、行政サービスを受ける権利を入れるのかどうか。あと費用負担まで書いているところもあります。費用負担か応分の負担です。あとは近江八幡市が面白かったです。「地域における」と「市政における」を分けた形です。

(委員)

すごく単純なことを言いますが、こういう文章を読んでいたら、こういうことを決められた方は、どちらかといえば市政などに関心のある方たちだと思う。一般の人や色んなことに興味を持たない人からすると、役割ならいいが、責務とか義務とか努めなければいけないなどになると負担に感じてしまう。

(部会長)

前回の話ではなるべくここは役割みたいな話でいこうと、ただ一部には権利をいうのなら責務も使わないとけないところもあるという話で終わっていました。

(委員)

川崎市の第6条の「人として尊重され」という言い方がどうなのか。それと1行下の「自己実現を図ることができる」とありますが、自己実現は自分でやることで、表現の仕方です。

(部会長)

憲法や地方自治法に書いてあることは当然のこととして、どこまで書き込むかですが、役割やまちづくりを通して成長する権利、能力や技術を還元する。ただ責任の話でいうと将来世代に対する責任があるという話でした。これに基づいて、それぞれ関連するようなところを、前回と同じように、少しここは引っかかるのか、この表現を使ってはという意見をいただきたい。

(委員)

一般市民としての考え方で、読むと難しいかもしれないが、そんなにしんどいこととは思わない程度の表現にしてもらったらいい。

(部会長)

例えば、4ページの川崎市の事例の第7条の(2)で「自らの発言と行動に責任を持つこと」くらいならどうか。これも抵抗ありますか。

(委員)

そういうことには抵抗はありませんが、最後にダメ押しというか、「する」くらいでおいておいたらいい。「ねばならない」とか、もう一つ長ったらしいこれでもかいうくらいダメ押ししてあるところがあり、読んで負担を感じない程度にしてもらいたい。

(委員)

他の条例を読んで、文語体というのか、「〇〇とします」「努めます」というような言葉と、「努める」「できる」。4ページの一番下、「市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。」こうくるとこれちょっと待ってくれと思う。言葉の問題なのか、それとも表現しているそのものにも問題があるのだろうかと思います。他の条例のように「何々します」という表現の方が柔らかくて理解しやすいのではないか。近江八幡市の第5

条第1項で、「〇〇できます」第2項、「尊重しなければなりません」というような言葉になっていると柔らかく聞こえますが、その実内容はきつい。言葉遣いで変わってくるのかなとも思います。

(部会長)

「ですます調」や「します」などの方が西脇市民にとっては受け入れやすい。

責務というより責任を持つ話なら何とかクリアかな。なるべくしますとかその辺の話。それと行政サービスを受ける権利や費用負担のところをどうしますか。これは全部の条例にありましたか。

(事務局)

結構あります。先ほどあったのですが、自治法に書いてあることだからいらないというのと、中川委員長がよくおっしゃるのですが、自治法に書いてあることもここに含めて、全体として、こういう自治のシステムがあるということがわかるようにするために、自治法のくだりをあえて入れていいのではないかということがあります。参考までに、第3回団体自治検討部会会議資料の3ページの(4)議会の役割の条例原案、第2項ですが、「市議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。」とあり、これも当たり前の話ですが、あえて入れています。

(部会長)

それ以前に、しなければならないというふうなことを別の部会で言っているので、それは全体会議で調整します。

(事務局)

どうしても例規なのでこういう言い回しにならざるを得ない。

(部会長)

議論としては、地方自治法や憲法に書いてあり、当たり前と思うことまで市民の権利、役割に入れるのか。具体的にいうと行政サービスを受ける権利、応分の費用負担やリコール権、公共の福祉の話とか。

(事務局)

リコール権などの話は解説書の方で別途謳うこともできます。

(部会長)

決定ではないですけど、みなさんの意見を聞かせてください。

(委員)

解説書のことなどはお任せして、せっかく今まで情報共有など西脇らしい溶け込みやすい表現が出てきているのでそれを通していければいいと思います。

(部会長)

それは意見として全体会議に出して調整します。

ポイントとしては、「地域における」「市政における」みたいな感じで分けている近江八幡市、これは地域自治のところの関連もありますので後で検討します。

4ページの日進市の事例の第11条第2項「市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るように努めます」というのは多分話し合っていない。市民の信託を受けて市政運営あるいは議員活動、それを見守っていくということを入れるかどうか。これはここだけですか。

(事務局)

あまり見た記憶はありません。

(部会長)

逆に議会の方は市民への責任みたいなことを言われているのか。

(事務局)

議会の方は基本的な条文三つだけで、先ほどの団体自治の資料3ページです。

これは普通にまとめて、議会で検討くださいと渡す予定です。

(部会長)

議会が決める。一応信託ということは、市民の方から信託したことを見守るみたいなことを入れるのかどうか。

(委員)

入れた方がいい。信託は入れる方向で。

(部会長)

なるべく義務という話ではなくて役割。「〇〇します」と自分の言ったことに責任を持つくらいであれば多分抵抗を持たれない。この辺は他の部会との相談ですが、サービスを受ける権利や費用負担の話、憲法、地方自治法の当たり前の規定を入れるかどうか。部会としては十分に言えないので、解説にもっていく方が長くならないで済むという意見。それと「地域における」と「市民における」とを分けて書くというのは一つのアイデアなので、後で検討します。将来世代は責任ということで書く。市や議会は見守る、信託に応えるというのは市民の役割で出てくる。

(委員)

日進市は簡潔でいいと思うのですが。

(部会長)

この程度の話ならいいということですね。

市民の中に事業者を入れてはどうかを冒頭に申し上げました、最近のワークライフバランスや事業所内でのワークライフバランスをきちんとやらしてもらえれば、従業員の方がまちづくり活動をしやすいみたいな話。抜粋してもらいました。

(事務局)

6ページの事業者の役割・協力で、ここは全部別条でたてられているところをピックアップしています。ところによっては市民の定義のところでも事業者も含めているところもあり、そこはどうなるのかということはあるんですけど、今までの流れの中でワークライフバランスの話などが出てくるので、あえて別条でたてていく方がいいのではないかと考えています。

朝来市の事例、第5条事業者の社会的責任で「市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。」

川崎市の事例では事業者の社会的責任で「事業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。」

三鷹市の事例では事業者等の権利が入ってきています。第6条で「事業者等は、

自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。」第2項で「事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。」ここは快適な環境の実現やまちづくりなどが出てきています。

八戸市の事例では、第6条で「事業者は、地域社会を構成する一員として、その役割を認識し、協働のまちづくりの推進に対する理解と協力を努めるものとする。」ここは協力という書き方をされています。

(部会長)

ポイントは地域社会の構成員という位置付け。相互に連携・協力、協働の担い手として参加する権利を有する。事業者が選べる形にしているのが三鷹市です。

私たちが議論していた話とは少し違う。特に歴史的に見ても今までも公害を出さないという話で事業者の社会的責任が言われていたと思う。地域社会との調和や地域環境への配慮、多分阪神淡路大震災や水害以降は災害協定を結ぶ話というのは、結構社会的責任として出てきた。特に、学校の避難所に行くより大きな企業の工場に避難した方がいい。そういう意味で地域社会の一員みたいなことが言われています。話で出たのは、ワークライフバランスや事業者として地域のまちづくり協議会や町内会に入り、従業員がまちづくりに参加するから特別休暇を認めてくれとか、労働条件としてまちづくりをやってほしいという新しい動きが出てきています。それをどこまで言えるか。「しなければならない」という言い方は絶対にできませんが。多分前例がないから私たちが考えないといけなんでしょう。

(委員)

事業者については、水害の時とか行事の時には進んで参加していく。ということをも具体的に表現していけばいい。

(部会長)

全体のバランスで災害協定や行事の参加など、具体的にイメージできそうなものを解説文の中に入れていく。

(委員)

地域社会を構成する一員、地域的責任ということを挙げるのはいいと思うのですが、地域の人から疎外ではないが、「まあいいわ」と言われないように事業者の権利で、担い手としてまちづくりに参加する権利を有するというのもあっていいと思います。

(部会長)

参画する権利を有するとか。

(委員)

川崎市の第8条くらいが名文でいい。

(部会長)

「暮らしやすい地域社会」のところをちょっと膨らませて具体的に。

(委員)

三鷹市の第6条第2項がいい。

(部会長)

その場合、「努めなければならない」はちょっとまずいかも知れない。「努めるものとしませう」くらいかな。

(委員)

川崎市の第8条がいいと思います。

(部会長)

川崎市の第8条。「暮らしやすい地域社会の実現に寄与する」をもう少し柔らかい表現にして、解説で具体的に災害協定とかを入れるくらいですか。事業者の役割を市民の中で書くか事業者として一つ独立させた条文を設けるかは別にして。

(事務局)

解釈の話として、「暮らしやすい地域社会の実現」という言葉の中で、災害協定とか安全・安心をどこまで読み込めるか。

(部会長)

三鷹市の第6条第2項「安全でうるおいのある」みたいな感じ。

(事務局)

例えば、川崎市の「暮らしやすい地域社会の実現」のようなものを入れてみるのか、それともこのままで読めるのか。

(部会長)

「安全で暮らしやすい」はもう少し言い方があるような気がします。地域社会は大げさになってしまう。

(事務局)

3回目でまちづくりへの貢献というのが出ていましたので、「暮らしやすい地域社会の実現」を「まちづくりの推進に寄与」などに変えて。

(部会長)

権利と貢献とはちょっと考え方が違う。

(事務局)

貢献より「まちづくりの推進に寄与」とか。

(部会長)

「まちづくりの推進」だけでもいいような気がする。

7ページのパブリックコメントですが、今まで参画と協働のところでパブリックコメントの有効活用くらいしかイメージがなかったのですが、実はもう少し広い概念で、パブリック・インボルブメント（以下「PI」）というものがあります。例えば、1ページ情報共有のニセコ町の第7条を見ると、全部列記してあります。「情報を分かりやすく」、「会議を公開する」、「文書の請求があったら見せる」、「住民の意見が反映される」などメニューをいくつも出しています。こういう色んなメニューを出すやり方を含めて、PIという考え方があります。PIの中にパブリックコメントも入ることなので、PIに関して説明を聞いて、条文にどういうふう落实到し込んだらいいのか考えてみましょう。PIの説明をお願いします。

(事務局)

～【パブリック・インボルブメントについて 別紙資料により説明】～

(部会長)

まだ浸透していないので、PIを条例にそのまま載せられるとは思っていません

ん。日本では国交省が3年くらい前からハード面をつくる時に、今までは決まっ
てからしか市民の声を聴いたり、アンケート、ワークショップ、住民説明会など
を行わなかったのですが、最近の動向としては、計画の始まる前から色んな手法
で聞くというもの。パブリックコメントも含めて大きな哲学になります。この哲
学を市民参加の項目や情報共有の項目など、まだここでは浸透していませんが、
自治基本条例の前文に入れることを考えていただきたいというのが横道にそれた
議論です。これは少し置いておいて、その視点でパブリックコメント制度に関し
て、他市の自治基本条例がどういうふうな言い方をしているのか、P I 的な要素
が入っているのがいくつかあるので、その視点で見てください。

(事務局)

7 ページのパブリックコメント制度ですが、最初に名張市の事例、第28条政策
形成及び実施過程への参画で「市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保
障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施
策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。
ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。」第2項で「市民に意見を求
めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催などの
適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しな
なければならない。」これはパブリックコメントよりも少し広めです。

上越市の事例はパブリックコメントに限定されています。第22条パブリックコ
メントで「市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は
決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴
く手続をとらなければならない。」第2項で「市長等は、前項の手続により提出
された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する
市長等の考え方を公表しなければならない。」第3項で「第1項の手続及び前項
の規定による公表については、別に条例で定める。」ここはパブリックコメント
条例が別に定められています。

杉並区の実例、第28条政策に係る区民等の意見提出手続で「区は、重要な政策
及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提
出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、
緊急性を要するものは、この限りでない。」

太田市の事例、第12条意見公募で「市は、重要な条例、計画等の策定にあたり、
事前に案を公表し、広く市民の意見及び提案を求めるとともに、提出された市民
の意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。」第2項で「市は、
前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定について
も意見公募を行うよう努めます。」第3項で「市の執行機関は、市民から提示さ
れた意見及び提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。」こ
こは第2項で特定の地域を対象とするということを含めており、珍しい事例とし
て挙げています。

国分寺市の事例、第6条参加と協働の推進で「市は、次に掲げる政策の立案、
実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。
(1)基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく
実施計画の策定、(2)市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、

又は権利を制限する条例の制定改廃」、ここは税の関係は除きます。「(3)市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入、(4)重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定」、第7条参加と協働の方法で「市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。(1)市の附属機関への委員としての参加、これは審議会とかです。(2)公聴会、説明会、懇談会等への参加、(3)個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加、(4)パブリックコメントへの参加、(5)アンケート調査その他必要と認める方法への参加」、第2項で「市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。」

(部会長)

パブリックコメントだけ書いている条例もあります。最後の国分寺市ではP Iを少し取り入れようとしている。具体的にいうと計画の立案段階まで入れているところとか、評価まで入れているところ、第7条で具体的に運用まで落とし込んでいるのは結構力を入れている。前後しますが、太田市では重要な施策だけではなく生活に密着した施策に関しても意見公募を入れている。国分寺市はもっと具体的で、料金を上げたりゴミ処理施設を建てることなども含めてP Iの対象としている。これはいい、これはちょっとまずいというご意見を出してください。

(委員)

一番シンプルな上越市の感じがいい。

(部会長)

パブリックコメントだけでいいということですか。

冒頭でも申しましたけれど、パブリックコメントは西脇市では要綱しかもっていないので、それを条例に位置付けるのは最低限のメニューだと思います。あとはそれにP Iというところを付けた方がいいのか、付けない方がいいのか。付けるとしたらどこまでくらいをいうのか。ちょっと考えておいてください。

(委員)

名張市は回答するところまで入っているのでもいいと思う。

(部会長)

適切に回答し、公表する。あといろんな方法、パブリックコメントだけでなく公聴会の開催など適切な方法を選びなさいです。

(委員)

検討委員会でみなさんのご意見やご提案を聞いていると、どこともやっているのだなと思えてくる。こういう問題も出てくるからこういうことを言っているんだなということが感じられますので、細かく3項目くらい掲げてあるほうがいい。

(部会長)

具体的な方向で3項目くらいの例示があった方がわかりやすい。

(委員)

杉並区か太田市か、少し細かいかも知れませんが、西脇市は平和でありトラブルもない。問題が起きたときに細かく挙げておいてもいいのではないかという気がします。

(部会長)

事務局に質問です。杉並区の意見提出手続と太田市の意見公募とは行政的には

どう違うのですか。公募と提出、提出は権利ですか。公募と提出の違いを調べておいてください。公募という市は、これは大事だと思ったことを公募する。都合が悪いときは隠すこともできるかも知れない。情報共有のところできちんと謳っておけばよい。国分寺市のように具体的に書き込む。

(委員)

上越市の「パブリックコメント」や杉並区の「政策に係る区民等の意見提出手続」のような見出しは、それぞれ個性が出ていると思うので参考にして、具体的なことの方を解説に入れてはどうか。

(部会長)

例示が大きくなりすぎるようなら解説の方へ。できるだけ書き込んだ方がいいというのが二人の意見ですか。

(委員)

先に言われた大まかな3項目くらいがいい。国分寺市は制度や施設が入っています。制度はわかりませんが、施設とかいう言葉は残した方がいい。

(部会長)

逐条解説で。行政的にはどの辺りが限界ですか。

(事務局)

書き方次第だと思います。ただ、括弧で分けて書くやり方だと4つか5つくらいになりますし、逆に個別に条文で挙げていく、第何条がパブリックコメント、第何条が附属機関委員の公募という形で挙げていくと多くなりすぎるのでどうかだと思います。全体を見てみないとわからないというのが正直なところです。

(部会長)

括弧で箇条書きしていくのは確かに手法と対象のところと、施設や計画というのは多分対象、どこまでをパブリックコメントの対象とするか、行政計画でどんな事業をかけるのかという話。手法というのは審議委員会、公募委員の人を入れるとかパブリックコメントを入れるとか意見提出の手続とかの話。今意見が出ているのは少し逐条解説で対象施設などを入れておく。将来のことを考えると大事かも知れない。手法に関してはどうですか。具体的に言うとこれはパブリックコメントや公募委員、住民投票などを立案段階から実施するかどうかという話。

(委員)

それが大切だと思います。公聴会、説明会、懇談会などはこれまでは終わってからのだったので。

(部会長)

それを条文で書き込むのか、自治基本条例全体の前文の中で理念として市政の基本姿勢で、初めから情報共有ではなくて、一から意見を聴いてやりますみたいなことを市政として書き込むか。条文でごちゃごちゃ書かない方がいいですかね。

(委員)

市の姿勢、市の考え方、どこまで市が責任を持つのか。

(部会長)

むしろ団体自治検討部会の市政とか市長の責任とかその辺で注文を出す。市民自治検討部会のところでは少し権利、情報共有のところで膨らませるのと、色々な適切なやり方を選んで検討する。何のためのパブリックコメントや公聴会かと

ということになるとしんどいのと、検討したらこうだったというのをレスポンスする。逐条解説で少し将来のことも危惧して。これくらいですか。

(委員)

回答を返すというのは大事です。

(委員)

回答されているものもあるのですが、ホームページに書いているから回答しましたと言われても困る。

(3) 住民投票について

(部会長)

もう一つが住民投票の資料です。実はP Iというのは市民の参加、市民が決定するという極めつけが住民投票です。議会に委ねるのではなくて、これは自治基本条例にはほとんど入っているが、だけどこれが常設型なのか、その都度やるのかというところで使いやすさが随分変わってきます。そのことの説明資料というのがありますが、説明だけ聞いて検討は次回ということで。これはかなり大事な話で、常設型か、個別型かという話とか有権者を誰に設定するのか、18歳以上にするのか。説明をお願いします。

(事務局)

～【住民投票関係の別紙資料により説明】～

(部会長)

ポイントとしては、憲法とか地方自治法に定められたものを含めるのか、少し自治基本条例で踏み出すのか。どうしても書かないといけないことは結果を尊重するということを書いておかないと結果を無視されるかも知れない。あとは発議者をどうするか、常設型にするのか、個別型にするのか、何歳以上にするのかは腹のくくり方次第になります。次回集中的に議論しましょう。

(事務局)

もう一点、あるところでは投票率が2分の1を越えない場合は開票をしないと規定されているところもあります。

5 その他

今後の予定

第5回市民自治検討部会 平成22年10月20日（水） 午後7時から